

学校法人廣池学園役員報酬規程

平成元年 4 月 1 日制定
令和 2 年 11 月 27 日最近改正

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人廣池学園(以下「学園」という。)の寄附行為第 40 条の規定に基づき、役員報酬について必要な事項を定める。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、理事長、常勤の常務理事(以下「常勤役員」という。)及び監事(非常勤含む)に支給するものとし、その他の役員には支給しない。

2 理事長を除く常勤役員が職員又は嘱託の身分にあるときは、役員報酬を支給せず、職員においては学校法人廣池学園職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)、嘱託においては該当の勤務規則及び雇用契約書に定める給与を支給する。

3 前項の定めにより、給与を支給するときは、職員給与規則第 19 条に規定する管理職手当及び嘱託に支給される管理職手当を支給しない。ただし、常務理事手当を支給する。

4 常務理事手当は、別に定める内規に基づいて支給する。

(支給基準)

第 3 条 役員報酬は、月額 190 万円を上限とし、理事会の議を経て、別に定める内規に基づいて支給する。

(支給日・計算期間)

第 4 条 役員報酬の支給日及び計算期間等については、職員給与規則第 4 条を準用する。

2 常勤役員が病気その他本人の都合で、1 か月以上引き続いて欠勤した場合の役員報酬の支給については、職員給与規則第 42 条を準用する。

(通勤費)

第 5 条 常勤役員には、通勤費を支給する。

2 常勤役員の通勤費については、職員給与規則第 39 条を準用する。

(役員賞与)

第 6 条 常勤役員賞与の支給については、職員給与規則第 45 条を準用し、原則として職員と同等水準の支給月数を適用する。

(功労金)

第 7 条 常勤役員が、その職を退任したときは、理事会の議を経て功労金を支給すること

ができる。

2 功労金の額は、理事会で定める。

(退職金)

第 8 条 職員を兼務する常勤役員が職員を退職したときは、学校法人廣池学園職員退職金規程により、退職金を支給する。

(事務の所管)

第 9 条 この規程に関する事務は、総務部人事課が所管する。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和 2 年 11 月 27 日から改定施行する。